

第 9 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 2 6 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年9月26日岩沼市役所6階第1会議室において、下記案件を審議するため、
第9回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 日程第4 | 非農地証明願いについて |
| 日程第5 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第7 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由	5 番	川村 雄治
6 番	長田 幸浩	9 番	鎌田 正治	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子
13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子				

2、欠席委員

2 番	渡邊 等	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	10 番	三品 英樹
-----	------	-----	-------	-----	-------	------	-------

3、農地利用最適化推進委員

16 番	猪股 義広
------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第9回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は10名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、4番大友伸由委員、5番川村雄治委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、2件受理いたしております。今回の転用は、一般個人住宅建築に係る宅地造成により、転用するものです。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、非農地証明願いについて、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、非農地証明願いについて、報告いたします。今回は、1件受理いたしております。願出人・土地の所在・非農地となった事由等については、議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては亡父が農地法の届出をせずに駐車場として転用していたことが相続後に判明したものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したも

		のでございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁をご覧ください。農地法第3条では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件について定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について①全て効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の農地利用に支障がないこと以上の要件をすべて満たす必要があることから、許可申請書が提出される際、事務局においては、申請者に対して農地台帳の内容確認や聴取を行ないながら受付を行なっております。総会の議案とするに当たっては、当番委員の立ち会いの下、当事者・関係者からの聴取調査および現地調査を行なっております。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号1の説明願います。
長 田 茂 委 員		整理番号1ですけれども、経営移譲するためとあるので現地調査に行っただんですけれども、委員3名事務局1名の4名で聞き取りを行いました。譲渡人が80歳で譲受人の息子さんが57歳で経営移譲ということでございます。実際に経営の方は既に問題なくやっておりますし、水田と畑を営農していますが、水田については農事組合法人に委託しており、畑についても既に従事し、地域の担い手として充分やってくれるということで、私共としましては問題なしと判断いたしました。以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1は申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号2の説明願います。

猪股義弘 推進委員	9月24日に担任委員会を行いまして、委員3名事務局1名の4名で現地調査を行いました。譲受人が44歳の方で出身は他県の方ですけれども、農業大学校に行っておりまして、それで仙台周辺の農地を探しており、農協の紹介で譲渡人の方の畑でやりたいということで、借りるということでもあります。作付けは、ブロッコリーを作りたいとのことで、新規で一人でやりたいとのことです。機械は無いのですが、中古で用意して、まずはやってみたいとのことです。まずはやる気はあるのかなという感じで話を聞いてきました。あと、隣に畑もありますので、そちらに迷惑が掛からないように、境界等の確認と隣地耕作者への挨拶等するように話しました。耕作については、夜も仕事をしていて今は日中やっているということなのでやってみないと分からないという気持ちがありますけれども、やる気はあるなということで話を聞いてきました。以上です。
議長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田幸浩委員	はい。新規就農のために農地法第3条の賃貸借ということですが、524㎡ということから、認定新規就農者ではないということですよ。
橘川係長	はい。事務局の方から回答させていただきます。認定新規の方ではありません。これからやっていく上で、ゆくゆくは取りたいというお話だったのですが、まず、自分一人でできるかどうかというところもあるので、まずはいったん500㎡でやってみるということでした。以上です。
議長	いまの説明に対して、何か意見ありますか。
長田幸浩委員	そうすると、農地法の賃貸借について市民農園になるのか、体験農園いわゆる作業体験で使うのかという法的に問題ないのかということもあると思うのですが。何故あえて農地法の賃貸借になるのか。
橘川係長	まずこの方については、認定新規をとりたいというところで始まっていたのですが、最初の申請したときに、かなり大きい面積でやるというところで、一人できゅうり3反やりたいというところで認定農業者の審査が保留になってしまったという経緯があります。この方は、農業大学で一年経験をされていて、農業経験もある。これから先、農業で食べていきたいというところがありまして、経験上から3年間農地を借りてやりたいということだったので、賃貸借の許可相当と考えております。以上です。
議長	いまの説明にたいして、いかがですか。
長田幸浩委員	てっきり、50アール未満とあるので、すぐイメージしていたのは農地付き空き家とか、そういうものかなと思ったんです。それで、将来認定新規を目指すのであれば、法人の一請負人として経験を積むとか、そういうかたちの方が機械の運転的にしても、お金をもらいながらということもあ

議 長
木 皿 委 員

古 積 事 務 局 長
事 務 取 扱

議 長
木 皿 委 員

議 長

長 田 茂 委 員

るので、すごくそのかたちが望ましいかなと思ったんですけども。3条の賃貸借で。この土地は、確か耕作放棄地だったところだと思うのですが。だとすれば法的に違法ではないので、耕作放棄地をきちんと適切に、まずは管理するという観点から、問題ないのかなと思います。

その他、ご意見ありませんか。

500㎡で新規就農とあるんですけど、私から見れば家庭菜園かなと思うんですけど、この新規就農の制限とかはあるんですか。

はい。新規就農の定義は、認定されて就農する場合ですと、国から補助金という金額がでて就農するケースと、今回それを目指してやってたんですけども、一気に3反ほどのきゅうり栽培は難しいのではないかと周りから指導があったということがあって、最初は土地を借りてスタートしたいということで始めております。新規就農の明確な定義というのは、自分でやりたいと思って手を挙げれば、新規就農と一般的に言われてしまいますが、正式には、認定を行ってやる場合ですと、先程言ったとおり交付金なんかの該当になりますけれども、それ以外は自力で始めるというようなたちの新規就農になります。

いまの説明で大丈夫でしょうか。

新規就農については分かりますが、これからきゅうりを3反くらいやりたいということですけど、そのプランや何かというのは事務局で何か聞いているのでしょうか。

この方なんですけど、担い手育成の会議のときに新規就農で案件がでてきたんですけども、誰からも手伝いをもらわないで自分だけでやりたい、誰かに従事しながら一緒にやるという考えは全然なかったみたいだったんですね。それで、その審議のなかでその方にいろいろと説明してもらったんですけども、先程お話があったように、農業大学のなかで学んで自信をつけたみたいで、自分でやれると思ったらしいんですが、でも、実現が難しいということで、そこで審議はちょっと出来ないんじゃないかと話になって、いったん断念した方なんです。それで今回、この規模で案件があがってきた経緯があります。なので、やりたいという気持ちはすごくあるみたいなんです。お話を伺っていると。最初から始めるのであれば見たり準備したりして、もっと学んでやっても遅くはないんじゃないかなというようなことだったんですけども、やはり農業をやりたいというようなことで審議になります。

本人の意思が強く、本人がいろんな実習とかを含めて、やりたいという意志が強いので、ひとまずは認めて、しかも一応3年の契約なんだけれども、本人のやってみたいという意志があるのだから、若干周りで支援して

		あげないと機械も何もないので果たしてできるかどうか。委員さんも近くに いるので、見ながらアドバイスなどよろしくお願ひしたいと思ひます。
議	長	最初から始めるので、皆さんの手を借りながらやっぺいかないと農業を 存続できないのではないかと思ひのですが、周りの方も手を差し伸べてや ったらなと思ひます。他に質問あるかたはいますか。審議しても宜しいで しょうか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり許 可することに賛成の方は挙手願ひます。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請についての整理番号2は申請のとおり許可することに決しまし た。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号3を説明願ひます。
猪 股 義 広		同じく9月24日に担任委員会で現地調査をいたしました。地図が5頁 と6頁にありますけども、下野郷分校の東側にあります。一画の耕作を譲 受人の方がやられているのですが、中間を結んで611㎡の田んぼがありま して、それを譲渡人の方から譲受人にできればということです。実際に申 請の土地の東側は全部譲受人が耕作しているところであります。特に問題 ないと思われまふ。以上です。
推 進 委 員		
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある 方は、挙手願ひます。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請に対する意見の整理番号3については、申請のとおり許 可することに賛成の方は挙手願ひます。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請についての整理番号3は申請のとおり許可することに決しまし た。
議	長	日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要を説 明願ひます。
古 積 事 務 局 長		議案書の7頁から9頁まで、議案関係資料の7頁以降をご覧ください。

事務取扱		なお、今回申請の案件は7件ございますが、転用事業としては、整理番号1で1件、整理番号2～7までで1件の計2件となっております。
議長	長	つづいて、担当委員から整理番号1について説明願います。
長田茂委員		譲渡人と譲受人は親子であります。農作業を手伝って同居しているんですが、手狭になったということで周りに住宅を建設したいという中身です。場所的には、まわりにほとんど農地がないぐらいの急傾斜の土地なんですね。隣にはアパートがあるそうです。農地を宅地にかえても他に影響をしないと認められるということと、譲受人は譲渡人の長男ということで、将来跡継ぎになるという関係のようなので、他に影響がない、それから今後も農業をやっていききたいということなので、適当と判断しましたのでよろしくお願いします。
議長	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議長	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1は、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議長	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1は、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議長	長	つづいて、整理番号2～7について審議いたします。それでは、担当委員から説明願います。
長田茂委員		今回の件は、前回出ておりましたとおり神社の周りの農地を駐車場に転用という案件で、前月の続きの場所なんですね。そのことから、地域住民からも年末年始など周辺の渋滞が懸念されるなどありましたので、適当な案件と思われます。よろしくお願いします。
議長	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議長	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2～7までは、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議長	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2～7は、申請のとおり、許可相当として、県

		に進達することに決しました。
議	長	日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		事務局から説明願います。
		議案書の10頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が1件1筆で、面積は1,942㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、9月30日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、審議にあたって、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、9番 鎌田正治委員は、除斥となります。
		(9番 鎌田委員 退席)
議	長	それでは、利用権設定について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。
議	長	それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
		(9番 鎌田委員 着席)
議	長	鎌田委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第9回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
		午後2時04分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 4 番 _____

委員 5 番 _____